

機器販売取引規約

第1条（本規約）

株式会社USEN Camera Solutions（以下「当社」といいます）は、本機器販売取引規約（以下「本規約」といいます）を定め、お客様との業務用に使用する電気機器等（以下「機器等」といいます）の売買取引に適用します。

2.当社は、当社の裁量により本規約を変更することができるものとし、当社が本規約を変更した場合、お客様は変更後の規約の適用を受けるものとします。本規約の変更を行う場合は、当社は、当社が別途定める方法によりお客様に通知します。

第2条（契約の成立）

お客様が当社所定の発注書に必要事項を記載の上当社に提出し、当社が当該発注書に基づく発注を承諾する旨をお客様に通知した日又はお客様がサービス加入申込書を当社に提出して当社が申し込みを承諾した日に、両者間の売買取引（以下「本契約」といいます）は成立するものとします。なお、本契約に本規約と抵触する定めがある場合、本契約の定めを本規約の定めにより優先して適用するものとします。

第3条（支払方法）

お客様は、当社から買受けた機器等及び設置工事の代金を、サービス加入申込書及び物品受領書に記載の期日までに当社の指定する金融機関口座への振込により当社に支払うものとします。支払の際の振込手数料はお客様の負担とします。

2.お客様は、前項の代金の支払を遅延したときは、支払い期限の翌日より支払い完了まで、年14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

3.お客様は、当社が発行する請求書を受領したとき、速やかにその正否を照合し、差異がある場合は、直ちに具体的事由を記載した書面を添えて当社に通知することとします。

第4条（クレジット契約）

お客様は、当社の提携するクレジット会社等とクレジット契約を締結することができます。

2.クレジット契約が不成立の場合には、お客様は当社の承諾を得て第3条第1項の方法により機器等及び設置工事の代金を支払うものとします。

3.お客様の事由によりクレジット会社からクレジット契約の承認が得られず、第3条第1項の方法による支払も行われない場合は、当社は本契約を解除し、お客様に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコストの額を損害賠償として請求できるものとします。

第5条（リース契約）

お客様が当社の提携するリース会社等とリース契約を締結した場合、当社は損害賠償責任を負うことなく本契約を解除できるものとします。

2.リース契約が不成立の場合には、お客様は当社の承諾を得て第3条第1項の方法により機器等及び設置工事の代金を支払うものとします。

3.お客様の事由によりリース会社からリース契約の承認が得られず、第3条第1項の方法による支払も行われなない場合は、当社は本契約を解除し、お客様に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコ用額を損害賠償として請求できるものとします。

第6条（納入、引渡および所有権移転）

当社は、機器等を自らの責任と費用により、発注書所定の期日（発注後両者の合意により変更した場合は当該変更期日まで）にお客様の指定する納入場所に納入するものとします。

2.前項の定めにかかわらず、機器等の売買がクレジット契約又はリース契約による場合、機器等の所有権は、クレジット会社等又はリース会社等による機器等の代金決済と同時に、当社からクレジット会社等又はリース会社等に移転するものとします。

3.お客様は、機器等の納入時に検査を行い、数量不足、汚損品、毀損品その他不具合がないかを、納入場所において直ちに確認するものとし、検査の結果不具合を発見したときは、速やかに当社に通知するものとする。当社は、当該通知内容を確認後、機器等の数量不足、汚損品、毀損品その他不具合に対して、速やかに不足分の補充、代替良品との交換および補修等を行うものとします。

4.お客様は、検査の結果、不具合がない場合は、その旨を速やかに当社に通知するものとし、お客様から当社に対し通知がない場合は、当該機器等の納入は、当社がお客様に納入した日をもって引渡が完了したものとします。

5.前項により引渡を完了した機器等の所有権は、当該機器等の売買代金の決済をもって当社からお客様に移転するものとします。ただし、お客様が当該売買代金以外に当社に支払うべき金銭債務の不履行がある場合、当社は、当該金銭債務の履行完了まで、当該所有権の移転を留保することができるものとします。

6.機器等の納入前に生じた滅失棄損、変質その他一切の損害は、当社の負担とし、引渡完了後に生じた損害は、当社の責に帰すべきものを除き、お客様の負担とするものとします。

7.天災地変、紛争等当社の責によらない事由により、お客様への機器等引渡しに支障が生じた場合には、当社はお客様に対して何ら損害賠償の責を負わないものとします。

第7条（設置工事等）

お客様が、機器等の納入に際し、設置工事等を希望される場合には、希望する工事の内容、工事希望日時等を発注書又はサービス加入申込書に記載するものとします。

2.機器等の納入にあたり、お客様が入居している建物の所有者（「以下建物所有者」という）から当該納入に関する承諾を得る必要がある場合、お客様は、自らの責任と費用により、建

物所有者から当該承諾を得るものとし、当該納入に関し、建物所有者との間で紛争が生じた場合、当社は何らの責めも負わないものとします。

3.機器等の納入に係る工事は、当社の責任の下、当社または当社の指定する第三者が行うものとします。

4.当社は、納入した機器等の引渡が完了した日から1年以内に発見された当社の責に帰すべき契約不適合については、無償で補修、交換等を行うものとします。

ただし、次のいずれかに係る補修は、いかなる場合においても有償とします。

- ① 台風、地震、落雷などの自然災害による損害等の補修
- ② 機器等の撤去等による当該機器を設置した建築物の外装および内容の原状回復のための補修

5.設置工事等に伴い当社が機器等の動作確認を行う場合、お客様は、当社が機器等の工場出荷時の初期パスワードを利用することにあらかじめ同意するものとします。

第8条（遠隔接続情報の管理）

防犯カメラシステムにおける遠隔接続に必要なアドレス及びパスワード等の情報はお客様の責任において適正に管理するものとします。

2.前項の遠隔接続に必要な情報の管理については、機器等に予め設定されている工場出荷時パスワードの定期的な変更を含むものとします。

3.第1項の定めに従い、遠隔接続に必要なアドレス及びパスワード等の情報が漏洩したことによるお客様又は第三者の損害について、当社は一切の責を負わないものとします。

第9条（機器等の保証）

機器等の保証は、当該機器等の製造者が定める保証の条件に従うものとします。お客様は、当該機器等の製造者の定めに基づき、当該機器等の保証やサポートを受けるものとします。

2.お客様が、機器等を導入したこと、またこれを使用したことにより、何等かの損害を被ったとしても、当社はこれを賠償する責は負いません。

第10条（免責）

当社は、原因の如何を問わず、機器等の記録機能障害また記録データの逸失により、お客様及び第三者が受けた損害についての賠償義務を負わないものとします。

第11条（期限の利益の喪失）

お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社による何らの催告を要せず、お客様は当然に当社に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、当社に対し残債務全額を一括で弁済するものとします。

- ① お客様が本規款の規定に違反したとき。

- ② 本契約に基づく金銭債務を期限までに履行しないとき。
- ③ 本契約に限らず、当社との間で締結した契約に違反したとき。
- ④ 監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。
- ⑤ 手形、小切手の不渡を出して、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- ⑦ 破産、民事再生、会社更正、特別清算の申立があったとき。
- ⑧ 営業を停止し、又は変更し、若しくは解散の決議をしたとき。
- ⑨ 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき。
- ⑩ 当社に通知することなく住所を変更し、当社が移転先を容易に確認できないとき。
- ⑪ 納期を1ヶ月以上経過しても機器等の受入を拒否したとき。

2.前項の場合、当社はお客様に対し何らの催告を要せず、自己の債務の履行なく直ちに本契約を解除することができるものとします。本契約の解除が機器等の引渡前である場合には、当社はお客様に対して本契約締結並びに履行及び履行の準備に要した通常のコストの額を損害賠償請求できるものとします。

第12条（個人情報の取扱）

当社は、お客様の個人情報を当社の個人情報保護方針(<https://usen-camera.co.jp/rule/statement.pdf>)に従い適正に取扱うものとします。

第13条（反社会的勢力排除）

当社及びお客様は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ④ 機器等の引き渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 当社又はお客様の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。
- ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

第14条（合意管轄裁判所）

本規約に関する一切の紛争は、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

令和7年12月18日制定